地域クラブ活動におけるこども性暴力防止法の対応について

こどもまんなか
こども家庭庁

制度の対象について

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

子供たちに指導を行う**地域クラブ活動**においては、指導者等からの性暴力を防止することが非常に重要です。
積極的に認定を受けましょう！

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある

- **学校（幼稚園）**
- **認可保育所**
  認定こども園
- **児童養護施設**
- **児童館**

など

国の**「認定」を受けた事業者が**
法律で定める性暴力防止の取組を行う
（認定は任意）

- **認可外保育所**
- **放課後児童クラブ**
- **学習塾**
- **スポーツクラブ**

など

※対象となるには要件を満たす必要があります

こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等（第2条第3項）
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者（第2条第5項）
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

地域クラブ活動を行う団体を含む

対象業務

学校設置者等における教員等（第2条第4項）
教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者（第2条第6項）
塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

❶ 日頃から講ずべき措置　初犯防止対策

- 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等）
- 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等）
- 研修（第8条等）

❷ 被害が疑われる場合の対応

- 調査（第7条第1項等）
- 被害児童等の保護・支援（第7条第2項等）

❸ 特定性犯罪前科の有無の確認　再犯防止対策

- 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - 学校設置者等の現職者
    - ➡ 施行から3年以内（第4条第3項）
  - 民間教育保育等事業者の従事者
    - ➡ 認定等から1年以内（第26条第3項）
- 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

❹ 児童対象性暴力等の防止のための措置　防止措置

- ❶～❸を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

施行日：令和8年12月25日

こどもまんなか
こども家庭庁

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

2026年12月25日より

こどもたちを 性暴力からまもる 新しい制度が 始まります



教育・保育
などを行う
事業者
の皆さまへ

こどもに対する性暴力は
断じて許されません。
「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。

こどもまんなか
こども家庭庁
「こども性暴力防止法」について詳しくはこちら

事業者に求められること

- ☑ 性暴力の**未然防止**のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ☑ 性暴力の**早期発見**のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ☑ こどもと接する業務に就く人の**性犯罪歴の確認** など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、**その従事者をこどもと接する業務に就かせない**などの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象**となります。
放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。



義務対象
- 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



認定対象
- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ☑ 法で定められた**性暴力防止のための取り組みが求められます。**
（義務対象事業者と同様の取り組み）
- ☑ 事業者の**認定の有無を保護者**などが**確認できる**ようになります。
（こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます）
- ☑ **「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。**
（認定事業者マーク）



教育・保育 などを行う 事業者 の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。
こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、
法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。
手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。
詳しくはこちら

こどもまんなか
こども家庭庁

認定対象事業者　こども性暴力防止法の施行までの対応

- 認定申請は、法の施行日（令和8年12月25日）から行うことができます。
- 以下の図は、施行後速やかに認定申請を行う場合の対応を示したものであり、実際の対応時期は申請時期によって異なります。

令和8（2026）

1月　2月　3月　4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月

国からの周知資料等

- ガイドライン（1月9日）
- ○ 研修教材、解説動画・資料
  ○ 周知啓発資料
  ○ 報告・対応ルールひな型
- 事務手続マニュアル（予定）
- 法施行（12月25日）

システム登録

- ☐ GビズID取得（法人・運営者等で取得）

※2 こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）のアカウント登録は施行後に実施

犯罪事実確認・防止措置

- ☐ 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）
- ☐ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定
- ☐ 犯罪事実確認の実施体制整備（責任者の選任）
- ☐ 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し
- ☐ 採用過程での性犯罪前科の事前確認

安全確保措置

- ☐ 児童対象性暴力等対処規程の作成
- ☐ 体制整備（相談窓口設置・周知等）
- ☐ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
- ☐ 従事者向け研修の計画策定・実施
- ☐ 児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理措置

- ☐ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備
- ☐ 情報管理担当者向け研修の実施

その他

- ☐ （委託・指定管理等を行っている場合）共同認定申請に向けた役割分担の検討
- ☐ 事業者向け研修の受講

こども性暴力防止法の施行について



↓制度の詳細等は、以下をご参照ください。↓

こども性暴力防止法について（動画）

こども性暴力防止法に関する解説動画・資料

事業者向けリーフレット

従事者向けリーフレット

こども性暴力防止法に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームより受け付けております。
お電話によるお問い合わせは、専用ダイヤル03－5357－1146（受付時間：平日9時00分から17時00分まで（年末年始を除く））にお電話ください。なお、混雑時はつながりにくくなるため、恐れ入りますが、お問い合わせフォームもご活用ください。

こども性暴力防止法における認定を受ける主体について

1．団体間の役割分担の明確化

- **こども性暴力防止法に基づく国の認定を受けた団体（認定事業者等）は、同法に基づく措置**（例：認定のための手続き、安全確保措置、犯罪事実確認、防止措置、情報管理措置等）**を行う必要**がある。
- 複数の関係者が連携して活動を行う場合、これらを**どの団体が実施するのか、契約等において役割分担を明確化**することが重要（例：契約書や契約の内容を定める仕様書等に役割分担を明記する等）。
- その際、特に**以下の事項については、認定事業者等が必ず実施**する必要がある（他の団体に実施させることができない）ことに留意すること。

○**こども性暴力防止法に基づく認定事業者等が必ず実施する必要がある事項**

- ✓ **法の対象事業者が手続等の主体となるもの**（例：GビズID取得・アカウント登録、認定申請、犯罪事実確認書の交付申請）
- ✓ **法の対象事業者以外が行うことが法令上想定されないもの**（例：犯罪事実確認の結果や調査結果に基づく防止措置の要否の判断、定期報告、事業者内の相談員の選任又は相談窓口の設置※）

  ※こども性暴力防止法に基づく認定主体以外にも窓口を設けることは可能。例えば、こども性暴力防止法に基づく認定事業者等が相談窓口を設置した上で、第三者的な相談窓口を、各教育委員会等が独自に設けることはできる。
- ✓ **犯歴情報の第三者提供が禁止されていることに伴い、対象事業者内で完結させる必要があるもの**（例：犯罪事実確認の結果の閲覧）

2．こども性暴力防止法に基づく認定事業者等

こども性暴力防止法に基づく認定を受けるのは、**事業の提供を行っている**団体であり、地域クラブ活動に当てはめると以下のとおり。（具体例は次頁以降を参照）

○ （事例①）１つの団体が地域クラブ活動の運営団体かつ実施主体である等、**活動の全体を１つの団体で行う場合**

➡**当該団体が認定を受ける**ことができる

○ 地域クラブ活動の運営団体と実施主体が異なる等、**複数の団体が契約等の下で役割分担をして活動を行う場合**

➡（事例②、③）**委託先が単独で「認定」**を受ける　又は　**委託元・委託先が「共同認定」**を受けることができる

➡（事例④）**委託元が単独で「認定」**を受けることができる

こども性暴力防止法における認定を受ける主体（事例①）

●運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合等、**<u>活動の全体を１つの団体で行う場合</u>**
（団体内の部署・機能として、管理部門と実施部門があるものと捉えられる場合等）

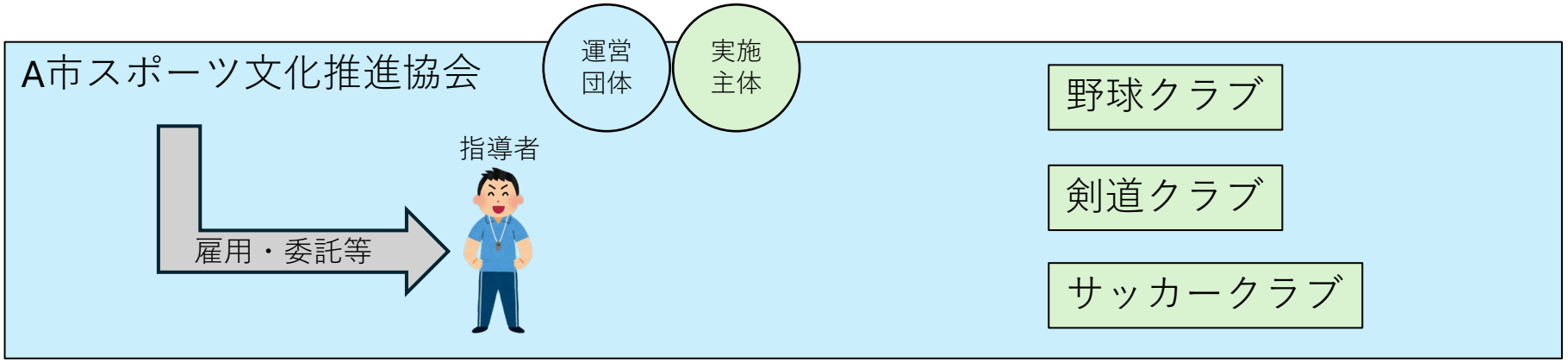

＜役割分担＞
・運営方針・運営計画の策定
・実施主体の活動状況の管理
・指導者の確保（採用・人事管理等）
・指導者の業務範囲や従事場所の決定・変更
・生徒等からの相談窓口の設置
・事案発生時の調査　　等

・活動現場の運営（場所の確保、備品等の確保）
・参加者・保護者との連絡
・活動計画の作成、活動スケジュールの調整
・活動場所の安全確保

【こども性暴力防止法に基づく認定を受ける主体】
➡A市スポーツ文化推進協会が認定を受ける

こども性暴力防止法における認定を受ける主体（事例②）

● 地域クラブ活動の実施に当たって、**委託先があり、契約書等において以下のような役割分担で実施している場合**

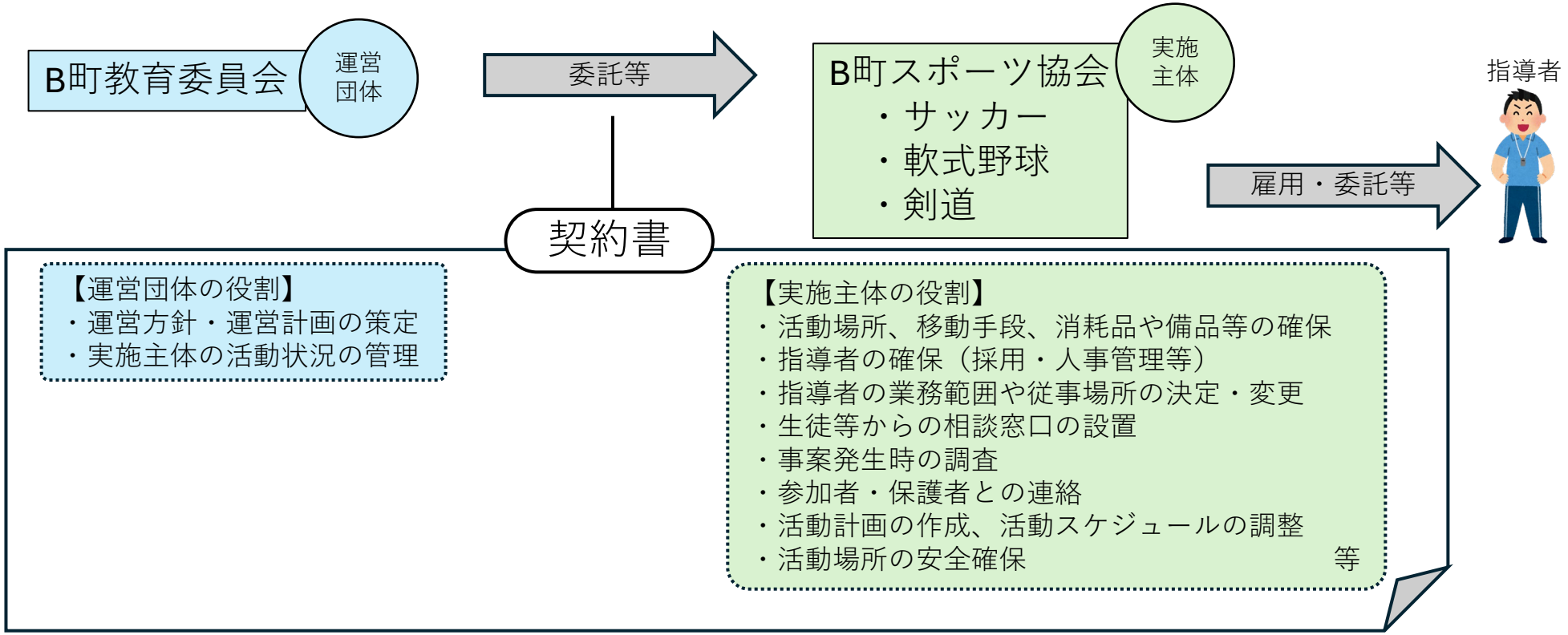

【こども性暴力防止法に基づく認定を受ける主体】

以下２パターンが考えられる

➡① B町スポーツ協会が単独で認定を受ける

※ ①の場合、こども性暴力防止法で義務付けられる措置をB町スポーツ協会が単独で実施する。

➡② B町教育委員会とB町スポーツ協会が共同認定を受ける

※②の場合、こども性暴力防止法で義務付けられる措置を役割分担して実施する。

こども性暴力防止法における認定を受ける主体（事例③）

● 地域クラブ活動の実施に当たって、**委託先があり、契約書等において以下のような役割分担で実施している場合**

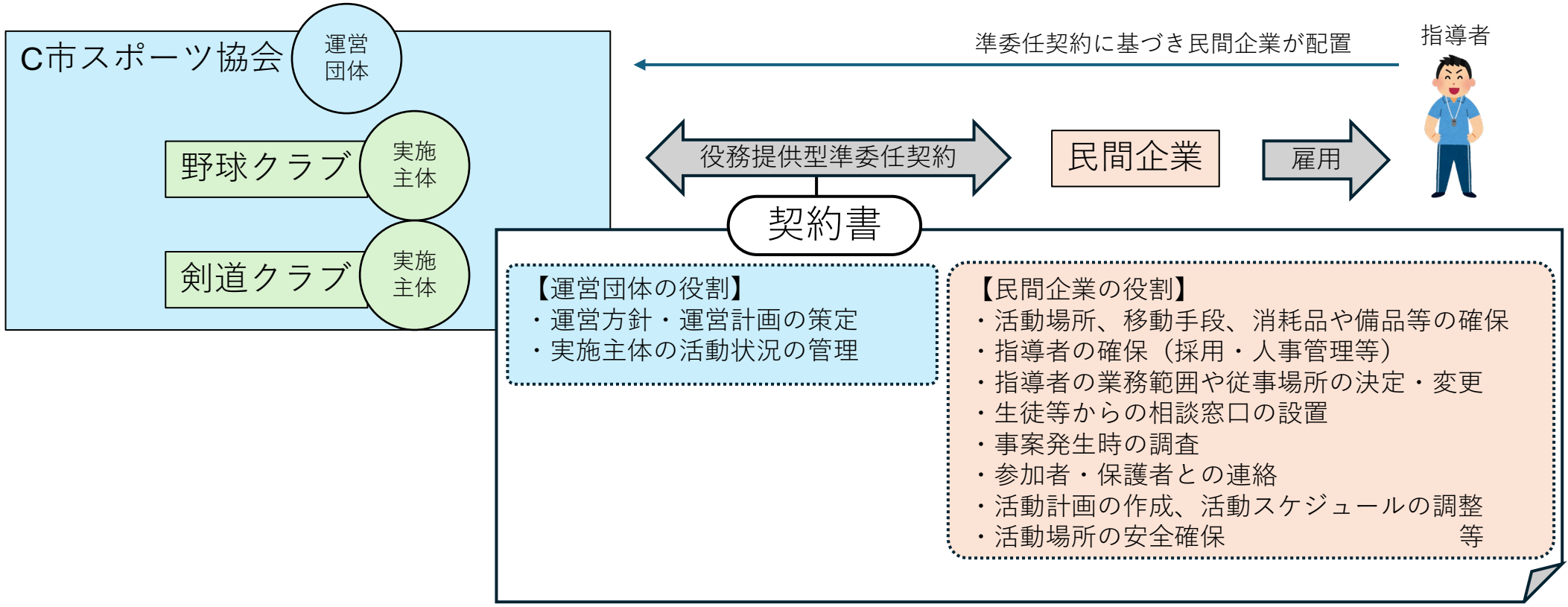

【こども性暴力防止法に基づく認定を受ける主体】

以下２パターンが考えられる

➡① 民間企業が単独で認定を受ける

※①の場合、こども性暴力防止法で義務付けられる措置を民間企業が単独で実施する。

➡② C市スポーツ協会と民間企業が共同認定を受ける

※②の場合、こども性暴力防止法で義務付けられる措置を役割分担して実施する。

こども性暴力防止法における認定を受ける主体（事例④）

● 地域クラブ活動の実施に当たって、**委託先があり、契約書等において以下のような役割分担で実施している場合**

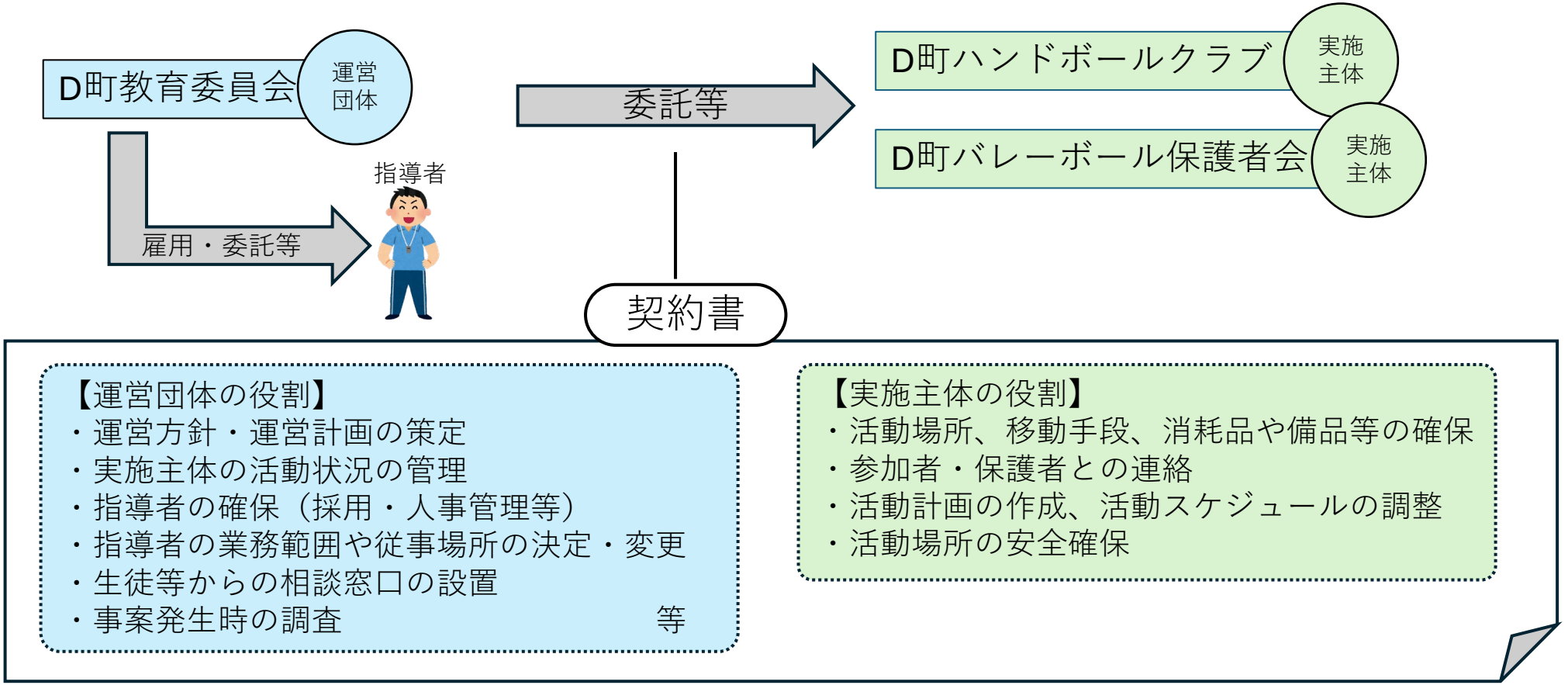

【こども性暴力防止法に基づく認定を受ける主体】

➡D町教育委員会が単独で認定を受ける

※こども性暴力防止法に基づく認定事業者等が必ず実施する必要がある事項（16頁参照）は、D町教育委員会において実施する必要がある。